

8月ニュース

2025年6月1日より労働安全衛生規則の改定がありました。

熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処する事により熱中症の重篤化を防止するため以下の『体制整備』『手順作成』『関係者への周知』が事業者には義務付けられます。

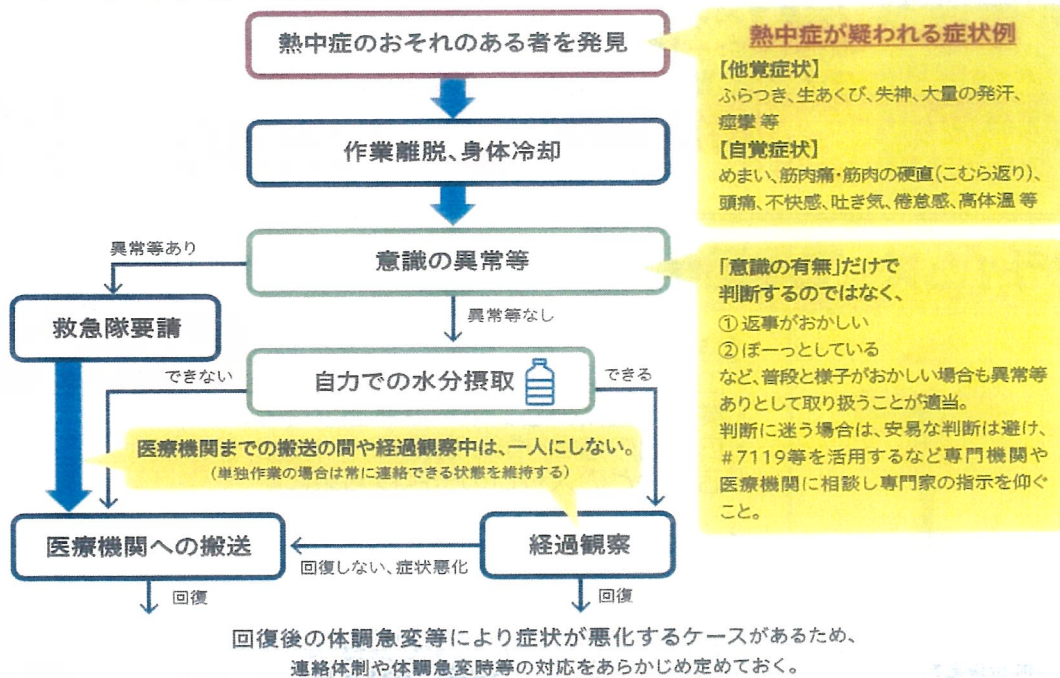
①熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれのある作業員を見つけた者が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡及び所在地等、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは、《WBGT28度以上、又は、気温31度以上の環境で連続1時間以上、又は、1日4時間を超えて実施》が見込まれる作業となります。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

